

記 載 例

※日付は来署時に記載してください。
年 月 日

〇〇〇 警 察 署 長 殿

住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役〇〇〇〇
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

道路使用の目的	道路を使用する行為を記載（例：道路工事、マラソン等）		
場 所 又 は 区 間	道路を使用する場所の所在地を記載（区間の場合は〇〇～〇〇等）		
期 間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで 各日〇〇時から〇〇時まで		
方 法 又 は 形 態	道路の使用方法を記載（例：片側交互通行、全面通行止め等）		
添 付 書 類	道路使用の内容を審査するための書類（図面、工程表等）		
現 場	住 所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号	
責任者	氏 名	〇〇 〇〇	電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

以下、警察署使用欄
第 号

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

- 備考 1 〇〇〇が法人であるときは、〇〇〇の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【注意事項】

出力するプリンタの性能などにより、提出された書類の記載内容等が把握できない場合は、警察署に備付けの申請書に書き換えていただくことがあります。

申請書はA4、縦方向となっています。

1 申請先

道路を使用する場所を管轄する警察署の交通課

なお、路上競技のように複数の警察署が管轄する道路を使用する場合には、出発地を管轄する警察署の交通課

2 申請手数料

道路を使用する行為により、申請手数料が異なります。

※ 1号許可（道路工事、道路維持作業等）……………2, 500円
2号、3号、4号許可（その他の行為）……………2, 200円

3 手数料の納入方法

申請先の警察署から連絡がありましたら、申請先の警察署の窓口において納入してください。

4 申請書の記載方法等

(1) 申請者欄

通常、法人として請け負った工事の場合には、当該法人が申請者となることが多いです。

(2) 場所又は区間欄

道路を使用する場所又は区間の地番を記載してください。

同欄に記載した場所又は区間の分かる図面（地図等のコピー可）を添付してください。

(3) 期間欄

内容によって許可期間が異なりますので、事前に申請先の警察署へ相談してください。また、使用する期間を必要とすることが分かる資料（工程表、作業計画等）を添付してください。

(4) 方法又は形態欄

道路を使用する方法、形態を記載すること。また、方法、形態等が分かる資料を添付してください。

道路使用許可は、1許可1行為となるため、同一申請者が、同一期間中に行う行為であっても、道路使用の方法、形態によっては別々の行為と認められ、複数の道路使用許可が必要となる場合があります。事前に申請先となる警察署へ相談してください。

事前相談することが望ましい道路使用例

○ 通行止めによる工事や大規模な迂回路工事（事前協議が行われていないもの）

○ 道路標識、道路標示、ガードレール等の交通安全施設等を移設して行わなければならない工事（安全施設を移設中の安全対策や復旧方法等も含みます）

○ バス停、上屋、ベンチ等を設置する場合（同一路線であっても、各設置場所ごとの申請が原則であり、また、各設置場所により設置可能な物件が異なる場合があります。）

○ 祭礼及び祭礼に伴う露店の設置

○ 路上競技、路上イベント等の他、一般交通に与える影響等を考慮し、必要があると思われる場合には事前に相談してください。

(5) 現場責任者欄

申請者に代わって、道路を使用する場所の責任を有し、かつ、管理する方を記載してください。（住所等は、法人のものでも構いません。）

(6) 添付資料

申請時に必要な添付書類の例は下記のとおりです。

○ 道路工事の場合：位置図、作業帯図、迂回路図、工程表、工事を行う理由

となる書類等

- 工作物の設置の場合：当該物件の設置状況図、物件設置後の一般交通の通行路等が示された図面等
- 祭礼に伴う露店：設置場所図、祭礼に関する書類等
- 路上競技：コース図、計画書、迂回路図等
- その他、審査するために必要な資料を求める場合があります。

(7) その他

ア 道路使用許可は、申請内容により一般交通に及ぼす影響等を審査し、一般交通の安全と円滑を確保するため、条件を付す場合があります。特に「通行止め」の措置を講じて行う路上競技や大規模イベントについては、発案時点において申請先の警察署へ相談してください。

イ 集団行進や占用物の工事など、道路使用許可申請の他に手続が必要となる場合があるので、事前に申請先の警察署へ相談してください。

ウ 交付日数のほか、不明な点については事前に申請先の警察署へ相談してください。